

法人会ニュース

福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ アメリカンエクスプレス「法人会ビジネス・マッチング」のご案内
- ◆ （第6支部）チャリティもちつき大会のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
12	1	(月)	福岡地区五法人会 税制委員会 14:00～16:00 於: 天神ビル 11F 会議室
12	2	(火)	厚生委員会 14:00～15:00 於: 事務局 会議室
12	8	(月)	租税教室（第13支部） 13:45～15:20 於: 三宅小学校
12	10	(水)	組織委員会 15:00～16:00 於: 事務局 会議室
12	11	(木)	総務委員会 15:00～16:00 於: 事務局 会議室
12	12	(金)	事業研修委員会 15:00～16:00 於: 事務局 会議室
12	18	(木)	医療健康セミナー 15:00～16:30 於: 福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容
12	7	(日)	(第3支部) 税金クイズ&クリスマスコンサート ～ 於: 舞鶴公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
12	8	(月)	忘年会 19:30～21:00 於: もつ鍋やま中 赤坂店
12	16	(火)	役員会 17:00～18:00 於: 大同生命ビル会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容

●受賞おめでとうございます●

令和七年度秋の叙勲	旭日小綬章	草場治雄氏	((公社) 福岡県獣医師会)
令和七年度秋の勲章	黄綬褒章	香月裕宣氏	((株) ジオテック技術士事務所)
令和七年度(法人会関係)	国税庁長官表彰	貝島義郎氏	(貝島化学工業(株))
〃	福岡税務署長表彰	山田五郎氏	(光栄建物管理(株))
〃	福岡税務署感謝状	河村信孝氏	((有) ユーハウス・イング)
〃	〃	福岡中部法人会	女性部会 殿

(I) 税務カレンダー

- 12月1日 ● 所得税の予定納税額（第2期分）の納付
● 9月決算法人の確定申告
● 3月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
● 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 12月10日 ● 源泉所得税の納付
- 12月31日（年末・年始につき翌年1月6日）
● 10月決算法人の確定申告
● 4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

『グループ法人税制』

税 理 士 堤 一 博

『グループ法人税制』とは、完全支配関係（100% 資本関係）にある内国法人グループ全体を一体として捉え、そのグループ内の法人間の取引に適用される法人税法上の制度の総称です。

以下に説明するように、その完全支配関係にある内国法人間で行なわれる一定の資産譲渡損益や寄付、配当などにおいて、税務上の損益を認識しないあるいは繰り延べる仕組みで、完全支配関係にある法人間の取引においては課税関係が生じず、税負担が軽減される効果がある一方で、資本金 5 億円以上である法人と完全支配関係にある法人等との取引では中小企業の特例措置の適用が制限される、また、子会社の解散の場合は繰越欠損金額を親会社が引継ぎ親会社において子会社精算損の損金不算入とされていますが、基本的には法人グループ全体としての税負担は軽減されるように設計されています。

なお、『グループ法人税制』に似た表現で『グループ通算税制』という制度が別にあります。

これは、従来『連結納税制度』が令和 2 年度税制改正により全面的に見直され、『グループ通算税制』に移行したもので、令和 4 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用されています。

『グループ通算制度』は、任意で適用することができ、完全支配関係（100% 資本関係）にある内国法人グループに属するすべての法人がその適用を受けるためには国税庁長官に承認を受ける必要があります。

それに対し『グループ法人税制』は、別段の承認申請等の必要はなく、資本金等の規模の大小に関わらず、完全支配関係にあるすべての法人に対してその適用が強制されます。

1. 『グループ法人税制』の適用対象法人

『グループ法人税制』の適用対象は、完全支配関係（100% 資本関係）にある内国法人です。

完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する一定の関係又は一の者との間に当事者間があるその法人相互の関係とされています（法 2 十二の七の六）。

この一定の関係とは、一の者（個人である場合には、その者（株主等の親族や使用人など）及びその者と一定の特殊の関係のある個人）が法人の発行済株式等（注）の全部を保有する場合におけるその一の者とその法人との間の関係（以下「直接完全支配関係」といいます。）とされています（令 4 の 2 ②）。また、その一の者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等（注）の全部を保有するときは、その一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなされます（令 4 の 2 ②）。

（注）発行済株式（自己株式を除きます。）の総数のうちに次の①及び②に掲げる株式の数を合計した数の占める割合が百分の五に満たない場合の当該株式を除くこととされています（令 4 の 2 ②）。

- ① 当該法人の使用人が組合員となっている民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約（当該法人の発行する株式を取得することを主たる目的とするものに限ります。）による組合（組合員となる者が当該使用人に限られているものに限ります。）のその主たる目的に従って取得された当該法人の株式
- ② 会社法第 238 条第 2 項（募集事項の決定）の決議により当該法人の役員又は使用人（当該役員又は使用人であった者及び当該相続人を含みます。以下「役員等」といいます。）に付与された新株予約権の行使によって取得された当該法人の株式（当該役員等が有するものに限ります。）

完全支配関係とは、簡単に要約すると、内国法人又は個人（その者と特殊関係にある個人を含む。）を頂点とする企業グループが対象となる、というイメージです。

この場合に注意すべき点は、次の3点です。

- (1) 完全支配関係は、直接保有に限らず、間接保有を含めて判定すること
- (2) 「一の者」が個人の場合には、その個人の親族（配偶者・6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）、事実上婚姻関係にある者等特殊関係にある個人を含めて100%を保有しているかで判定すること
- (3) 証券会社方式の従業員持株会やストック・オプションにより役員・従業員が取得した株式の合計額が5%未満である場合は、完全支配関係の判定上、これを発行済株式総数から除いて判定すること

2. 『グループ法人税制』の適用対象取引

① 資産の譲渡損益の繰延べ（法人税法第61条の11、法人税法施行令第122条の12）

完全支配関係にある法人間において、『譲渡損益調整資産』に該当する取引をした場合に、譲渡損益を繰延べられます。『譲渡損益対象資産』とは、以下の5つの資産を指します。

- (1) 土地
- (2) 固定資産
- (3) 有価証券（譲渡法人又は譲受法人で売買目的有価証券されるものを除く）
- (4) 金銭債権
- (5) 繰延資産

ただし、簿価が1,000万円未満の資産の譲渡については、繰り延べの対象外となります。たとえば、完全支配関係の企業間で1,000万円未満の土地を譲渡した場合、その譲渡損益については、認識されることになります。そのため、例えば親会社が含まみ益のある固定資産を保有している場合、親会社は子会社に時価で固定資産を売却することができ、グループ内で固定資産を無税で有効活用できるのです。

ただし、法人税法ではあくまでも時価で取引を行う必要がありますので、損益を繰り延べることができるのは譲渡法人に限られます。したがって、無償譲渡や低廉譲渡の場合には、次の「法人による完全支配法人間の寄附金の取扱い」がない限り、譲受法人には課税問題が生じる可能性がありますので、十分にご注意ください。（法25の2②に規定する受贈益に対応するものに限る）

なお、譲渡損益調整資産の譲渡した場合、一定の通知義務があることを申し添えます。（法人税法施行令第122条の12第17項～第19項）。

② 法人による完全支配法人間の寄附金（法人税法第37条、第25条の2）

法人による完全支配関係の法人からの寄附金については、支出法人では「全額損益不算入」、受取法人子会社では「全額益金不算入」となります。この寄附金については、税務上の寄附金で、拠出金や見舞金などの名称の如何を問わず、法人が行った金銭その他の資産または経済的利益の贈与などが含まれます。（法37の⑦）

ここで注意すべき点ですが、この制度は「法人による完全支配関係」、つまり、個人ではなく法人を頂点とする完全支配関係においてのみ適用されます。贈与税や相続税の租税回避に利用されることのないようにする措置です。

この制度の対象となる寄附が行われた場合、その寄附をした法人の株主と寄附を受けた法人の株主において、投資簿価修正を行う必要があります。（法人税法施行令第9条第7号、第119条の3第9項（評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例））

投資簿価修正を行うのは、直接の株主だけであり、例えば孫会社がこの制度の対象となる寄附を親会社に対して行っても、孫会社の株主である子会社が孫会社株式の簿価を修正するだけであり、親会社は子会社株式の簿価を修正する必要はありません。

③ 適格現物分配（法人税法第62条の5第3項）

完全支配関係にある法人間で適格現物分配が行われた場合には、現物分配した法人に対し、資産の分配する資産の譲渡資産の直前簿価により譲渡されたものとして譲渡損益を認識しないこととしています。また、現物分配を受けた法人に対しても、帳簿価額をそのまま引き継ぎ、資産の受け取りによって生じた受取配当は益金不算入となります。

因みに、現物分配とは、株主に対し、剰余金の配当などの理由により、金銭以外の資産を交付することです。

適格現物分配に該当するのは、完全支配関係のある内国法人間（普通法人及び協同組合に限る。）に限定されていることにご注意ください。

なお、適格現物分配に係るみなし配当については、所得税法に規定する「配当等」から除かれていますので、源泉徴収の必要はありません（所得税法第24条第1項）。

④ 受取配当金（法人税法第 23 条第 1 項、第 5 項、法人税法施行令第 23 条の 2）

完全支配関係にある法人からの株式等に係る配当等の受取があった場合は、負債の利子の額を控除せず、全額損益不算入となります。

⑤ 子会社に対する中小企業の特例措置が適用除外となる

資本金 1 億円以下の法人が資本金 5 億円以上の法人と直接・間接的に完全支配関係にある場合、以下の優遇制度が適用除外となります（法人税法第 66 条第 5 項）。

- ・ 軽減税率（法人税法第 66 条第 5 項、租税特別措置法第 42 条の 3 の 2）
- ・ 法定繰入率による貸倒引当金計上（措置法第 57 条の 9 の①）
- ・ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（租税特別措置法第 61 条の 4 第 2 項）
- ・ 特定同族会社の特別税率（留保金課税）（法人税法第 67 条）
- ・ 欠損金等の控除限度額（法人税法第 67 条、措置法第 66 条の 12 の①）

上記以外にも、○完全支配関係にある法人間での非適格株式交換等については、時価評価の対象から除外する、
○完全支配関係にある法人に対する金銭債権は貸倒引当金の対象から除外する、
○法人及び完全支配関係にある法人の資産の譲渡については、これらの法人が資産の譲渡に係る特別控除制度により損金算入する金額の合計額は、当該完全支配関係にある法人のグループ内全体で 5,000 万円を限度とする、等の規定がありますので、自社の状況に照らして事前に検討しておく必要があります。

なお、『グループ法人税制』には直接関連しませんが、大規模法人の子法人については、以下の租税特別措置法の所定の適用については、個別に適用除外事業者に該当するか否かを判定する必要があります。

国税庁のホームページで「中小企業者の判定－国税庁」で検索すると、「中小企業の判定等フロー」もしくは、国税庁タックスアンサー「NO5432 措置法上の中小法人及び中小企業者」が出てきます。

これには、『グループ法人税制』の・軽減税率の適用、・欠損金の繰越控除、・貸倒引当金の損金算入、・交際費等の損金算入限度額の定額控除限度額についても解説していますので、是非、参照して下さい。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日（曜）	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	12	15（月）	予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 （チラシは 7 月号に封入済）	福岡税務署 5 階大会議室
		18（木）	15：00～16：30	本 部	医療健康セミナー （チラシは 11 月号に封入済）	福岡ガーデンパレス
2026	1	30（金）	未定	本 部	新春講演会・会員交流会 （ご案内は 12 月にハガキ案内予定）	ソラリア西鉄ホテル
	2	18（水）	未定	本 部	新設法人説明会 （チラシは 1 月号に封入予定）	TKPエルガーラホール 7 F
	3	17（火）	未定	本 部	決算事務説明会 （チラシは 2 月号に封入予定）	福岡ガーデンパレス
		17（火）	未定	〃	経営セミナー	〃
		18（水）	15：00～15：50	〃	正副会長会	〃
		18（水）	16：00～17：00	〃	理事会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。（空白のところは未定です）